

京都市大學經濟學會 經濟論叢

第十四卷 第二號

昭和十三年八月一日發行

(禁轉載)

論叢

貨幣は被覆なりや……………

文學博士 高田保馬

日本國民經濟の根本性格……………

經濟學博士 石川興二

統計機關論……………

經濟學博士 蜷川虎三

時論

連繫貿易制(Link-system)に就いて……………

經濟學博士 谷口吉彥

研究

純粹理論經濟學と日本國民主義……………

經濟學士 柴田敬

理論經濟學との間の距離……………

經濟學士 德永清行

支那經濟に於ける銀の地位……………

經濟學士 青山秀夫

ワルラスに於ける動學化の問題……………

經濟學士 青山秀夫

近世絞油業の生産機構……………

經濟學士 住谷勇二

資本及び資本形成理論の二元性……………

經濟學士 中谷實

ドマンデヨン、村落と田舎共同體……………

經濟學士 宮本又次

附錄

彙報

外國雜誌論題

時

論

連繫貿易制(Link-system)に就いて

谷 口 吉 彦

目 次

一、連繫貿易と清算貿易
四、連繫貿易制の機能二、連繫貿易制の特質
五、連繫貿易制の諸形態

三、輸出振興策としての連繫貿易制

一 連繫貿易と清算貿易

連繫貿易制 (Link-system) とは、最近わが國に於て問題となりつゝあるリンク制すなはち一定の輸出と輸入とを連繫せしめんとする新たな貿易制度をいふ。吾々はすでに早くより、この制度を吾國に採用せんことを主張し來つたのであるが、¹⁾今に至つて漸くこれが實施を見んとするのは、後れたりとは言へ、吾國の戰時貿易より見て誠に喜ばしきことであり、同時に吾國の貿易政策より見て、確かに一時期を劃する程に重要な新制度であると思ふ。この機會において之に關する二三の問題につき考察することとする。

連繫貿易すなはち謂はゆるリンク制の本質は何れの點にあるか、これと從來の新制度または諸外國に行はれつ

1) 拙著「日本貿易政策」第四篇戰時貿易統制の諸問題(昭和十二年十二月)p489.
拙稿「戰時貿易の改竄方策」(エコノミスト 昭和十三年一月一日號所載)
拙稿「新輸出振興策について」(大阪朝日新聞 昭和十三年三月十四日號所載)
拙稿「長期戰下の貿易問題」(中央公論 昭和十三年五月號所載)

ある新制度との間には、如何なる本質的相違があるか、この問題は一見するところ抽象理論の問題ではあるが併しこれをまづ明確に把握するでなければ、この制度の實施に伴ふ諸問題を適當に解決することは困難である。われ／＼は先に貿易制度を二大別して、(一)爲替貿易制すなはち爲替によつて貿易を決済する制度と、(二)清算貿易制すなはち爲替によらざる清算制度によつて貿易を決済する制度とを區別したが、こゝに問題とするリンク制は輸出と輸入とを相殺せんとするものではなく、何れも別々に、輸出爲替または輸入爲替によつて決済せんとするものである。従つてこれは右の二大別に従へば、清算貿易制ではなくして、寧ろ爲替貿易制に屬する一つの新たな形態であると言はねばならぬ。

この意味においてリンク制 (Link-system) は清算制 (Clearing-system) と對立する。従つてドイツにおいて最近さかに行はれつゝある商品清算制 (Waren-Clearing-system) または相殺取引 (Kompensationsgeschäft) とも、この點において區別せられるものである。蓋しこれらの諸制度は、爲替によらざる決済方法をその本質とするからである。²⁾ 併しながら連繫貿易制またはリンク制を廣義に解して、ともかく何等かの形において輸出と輸入とを連繫せしめる制度とするならば、ドイツにおける相殺取引もまた、一種のリンク制といへる。併しこゝでは寧ろ之を狹義に解して、リンク制と相殺取引とを區別するものであるが、その區別の要點は、爲替によつて貿易を決済するか否かにある。詳言せば、リンク制では、たゞ單純に輸出にリンクして輸入を許可するに過ぎないが、相殺取引では、輸出と輸入とをリンクするに止まらず、更にその輸出をもつて輸入を相殺して、爲替による支拂を解消せしむる點に、兩者の本質的な區別が存するわけである。

2) 拙稿「清算貿易制の理論」(本誌六月號所載)
拙稿「清算貿易制の諸形態」(本誌七月號所載)

3) 拙稿前掲二論文參照

リンク制は吾國特有の制度である。之に最も近きはドイツの相殺取引であり、また之から示唆をうけることも多いものではあるが、併し兩國の直面せる現實の事情の相違は、ドイツにおいて相殺取引を發達せしめ、吾國において連繫貿易を發展せしめるに至つたものと言へる。然らばその現實の事情の相違とは何か、ドイツにおいては既に早く一九三一年七月の金融恐慌以來、爲替管理を強化し輸入爲替を制限しつゝあつたが、一九三四年六月に至り遂にかのトランスファール・モラトリウムを宣言して、一切の對外支拂を停止することゝなつた。ドイツにおけるその後の新貿易制度の發展は、主としてこの對外支拂の停止を前提とするものである。従つて種々なる新制度の共通的な本質は、對外支拂なくして輸入しうるの方法、即ち清算貿易制にあつた。之を國と國との公的協定として成立せしめたものが、謂はゆる爲替清算制であり、これを私人間の私的協定として成立せしめたものが、種々の形態における清算取引であつた。

然るに吾國においては、種々の事情はドイツと最も相似の關係にあるに拘らず、今日まで未だトランスファール・モラトリウムを宣言したこともなく、また之を問題としたこともない。ことに吾國が昨年以來の戰時體制に入るに及んでは、戰時輸入の確保が中心問題となつて來るから、對外支拂の停止の如きは、現實の問題とはなり得ない。即ちわが國では寧ろ、軍需輸入の確保のために民需輸入を制限せんとし、そのために輸入許可制または輸入爲替の許可制を嚴格に實行しつゝあることは周知の通りである。勿論この輸入許可制は、對外支拂を制限せんためであり、この點ではドイツの事情と共通するけれども、併し直接に對外支拂を停止する場合と、輸入許可制を採る場合とは、その間に相違を來たさざるを得ない。即ち吾國では輸入許可制を前提とし、その輸入を許可する

場合の條件として、まづ一定の輸出を要求し、この輸出とリンクして輸入を許可するか、或は一定の輸入を許可したる後に、之とリンクして一定の輸出を義務づけんとするものである。この點が狹義のリンク制の本質とする所である。

連繫貿易と清算貿易とは、かくの如くその本質を異にし、その成立事情を異にする。従つてまたその成立過程または成立要件を異にする。その最も重要な相違は、清算制度が常に兩國の双方向的の協約によつて成立するに反し、連繫制度は單に一國の一方的行爲として成立する點にある。現に吾國に行はれんとするリンク制は、何ら諸外國との協定にもよらず、また外國商人との契約にもよらず、一にわが政府の一方的な貿易對策として、たゞ吾國の貿易商人に向つて、その輸入を輸出とリンクして許可すべきことを指示することによつて成立する。然るにドイツに行はるゝ清算貿易にあつては、國と國とが先づ協定を結んで、相互にその貿易を相殺するか、或はまた個人と個人とが私的契約を結んで、相互の貿易を相殺するか、何れにせよ、双方向的協約に基づいて行はれねばならぬ。これは清算制度そのものゝ性質より來る必然の結果である。この點より見るもまた、リンク制の特質を清算制と區別せねばならぬことは明らかである。

二 連繫貿易制の特質

連繫貿易もまた爲替によつて貿易を決済せんとするものであるから、爲替貿易制の一形態に屬する。然らばそれは他の諸形態の爲替貿易制ことに最近に至つて發展するに至つた新たな諸形態との間に、如何なる區別および

關係を有するか、蓋しリンク制もまた、貿易數量に對して直接の統制を加ふるものであるから、新たな意味における現代的の貿易統制の一形態であることは問題でない。たゞ問題は他の形態の貿易統制との關係如何にある。

第一に、輸入割當制 (Quota-system) とリンク制との間には、明らかな區別がある。一定の輸入數量を對外的に輸入先の各國に割當て、または對内的に自國の輸入商に割當てる輸入割當制は、直接には輸出との間に何らの連繫を認めず、たゞ單獨に輸入を輸入として統制するからである。併しながら、輸入割當制もまた、一種の輸入制限の方法であり、同時に輸出促進の方法としても利用せられ、そこからまた間接には輸出と連繫せしめられることがあるから、これらの點ではリンク制と共通の點もある。即ち各國からの輸入率を決定するに當つては、必ずしも過去の現實輸入を標準とせず、その國への輸出の多少に對應して、輸出の多き國より輸入を多くする方針を採つたとすれば、それは或る意味における輸出入のリンクを考へてゐる。また輸入を各國および各人に割當てることによつて、輸入數量の制限を確實にせんとするならば、それは輸入制限の一方法であり、更に一定の輸入を保證することによつて、對價的に輸出を保證せんとするならば、それは同時に輸出促進の一方法でもある。たゞこの場合のリンク的性質は、國と國との問題に限られてゐる點において謂はゆるリンク制と異り、また輸入制限の數量が最初から一定せる點においてリンク制と異なる。蓋しリンク制における輸入數量は、輸出數量に應じて増減しうべく、最初から一定してはゐない。この點において前者を絕對的割當制といふならば、リンク制は相對的割當制とも言へる。

第二に、交換貿易制 (Barter-system) にも種々の形態を包含するが、相殺的のものを除外すれば、例へば日印協

定における棉花と綿布の交換の如く、一定の輸入商品に對して、一定の輸出商品をリンクするものである。従つて或る意味においては、是亦リンク制の一種と言ふことも出来る。併し乍らこの場合のリンクは、全體として國と國との間の輸出入をリンクするものであるから、個人または團體を主體とする謂はゆるリンク制とは異り、また兩國間の協定に基づいて双方向的に行はるゝ點においても相違する。且つまた交換貿易制の成立するのは、輸出の損害を打開してその積極的進出または消極的維持を圖らんとする場合であるが、リンク制の成立は寧ろ輸入制限が前提となり、之を緩和する方法として輸出入をリンクせしむるものである。勿論リンク制にも輸出を促進する効果はあり、また今日の吾國では専らこの効果を狙つてゐるものではあるが、併しこの効果は後にも述ぶるが如く、輸入制限に對する緩和の要求如何に依存し、この要求の大ならざる場合には、輸出促進の力は弱い。何れにせよこの効果は間接的であつて、一定の輸出量を協定する交換貿易制の如く直接的ではない。

第三に、輸入許可制 (Licence-system) は輸入制限を前提とする點において、リンク制と最も近い關係にある。たゞ普通の輸入許可制はその許可の標準を主として過去の業績におき、その幾パーセントかの輸入を許可するものであるが、リンク制にあつては、全く過去の業績如何に拘らず、一に輸出の業績如何を標準として、輸入を許可することとなる。従つて或る意味においては輸入許可制の一形態であるとも考へられる。

かくの如くして Link-system は (Quota-system, Barter-system, Licence-system と併立して、是等と密接の關係にありながらも、明らかに區別さるべき新形態として、而かも是等と共に新たな爲替貿易制に屬する一形態として觀念さるべきものである。かくして吾々はかりに連繫貿易を定義して、次の如く言ふことが出来る。即ち一定の

輸出との數量的連繫において、個人または團體に對して輸入を許可する制度であると。従つてこの制度には輸入制限または輸入許可制が前提となつてゐる。

輸出と輸入とを個人的または團體的にリンクする場合に、輸出に對して輸入をリンクするか、反對に輸入に對して輸出をリンクするかによつて、リンク制は輸入權利制と輸出義務制との二つに分れる。前者は輸出を先にして、すでに行はれたる一定の輸出にリンクして、將來における一定の輸入を許可するものであり、一定の輸出をなしたる後に、當然の權利として輸入をなしうるのであるから、之を輸入權利制といふことが出来る。之に反して輸入を先にして、すでに許可されたる一定の輸入にリンクして、將來における輸出を義務づける場合には、之を輸出義務制または義務輸出制といひ、前者とは區別することが出来る。義務輸出制を廣義に解する場合には、兩者を包含せしめてリンク制と同義に解することもあるが、併し嚴密には輸出義務制と輸入權利制とは之を區別せねばならぬ。

然らば輸出義務制と輸入權利制とは、何れを可とするか、今日わが國においてリンク制を必要とする事情より見れば、寧ろ輸出を先にして、之に對して將來の輸入を許可する輸入權利制を採るべきである。何故かと言ふにかりに輸出義務制をとつて將來の輸出を見返りに輸入を許可したのでは、その輸出が果して實現するか不安であり、萬一その輸出が實行されない場合にも、すでに輸入を許可した後であるから、之を回復する手段はない。従つて輸入制限も輸出振興も、確實にその効果を期待することは困難である。之に反してすでに行はれたる輸出に對して輸入を許可するならば、右の不安は全く無くなり、將來の輸入を得んがために、まづ競つて輸出をなすか

ら輸出奨励となり、また既存の輸出に對する輸入を許可するのであるから、輸入制限の目的にも適するからである。

輸入權に對するプレミアムは、一應は輸入權利制に伴ひがちである。何となれば、すでに一定の輸出をなしたる者は、それに相當する輸入をなしうる權利を獲得し、この權利は、之を輸入を必要とする者に向つて譲渡するからである。然るにすでに輸入を許可したる後に、輸出を義務づけるとすれば、輸入權の賣買の如きは行はれないかの様にも考へられる。併しながら自ら輸出義務を果し得ない場合には、他の何人かの輸出すなはち輸出義務を有せざる者の輸出または輸出義務以上に輸出したる者の輸出を譲りうけて、その不足せる輸出を填補する方法が採られるに相違ない。それ故に苟も輸入權の譲渡を認むる以上は、輸出義務制といへども。プレミアム問題の發生を免れず、これを防止するために輸入權の譲渡を禁止するならば、輸入權利制といへどもプレミアム問題の發生を見ることはない。またプレミアム問題は個人的リンク制に特有の弊害であるかの如く考へられてゐるが、併し團體的リンク制を採る場合でも、例へば多額の輸出をなしたる輸出組合が、その輸入權を他の組合に譲渡することは、あり得る所である。すでに譲渡を認むる以上は、多少のプレミアムの發生することは已むを得ず譲渡を認めながらプレミアムのみを禁止することは困難である。プレミアムを禁止するためには譲渡そのものを禁止せねばならぬ。

三 輸出振興策としての連繫貿易制

リンク制が今日わが國において新たな問題となつてゐるのは、主として輸出振興策として期待されるからである。果して期待される程の効果を、輸出振興の上に齎らしうるかどうか、リンク制の機能のうち、こゝでは先づ第一にその輸出振興的な機能を考察せねばならぬ。

リンク制が從來の單純な輸入許可制に比較して、輸出振興的の機能を有することは疑ない。われ／＼も此の點を認め、また此の故にこそリンク制の採用を主張し來つたものである。蓋し從來の如き單純な輸入制限または輸入許可では、たゞ輸入をそれだけ切り離して制限するに過ぎない。その結果は輸入原料品の騰貴となり、そこから輸出減退の結果を見るに及んでは、その輸入制限をもつては足らず、更に強化されたる輸入制限を必要とすることとなる。即ち輸入制限はたゞそれだけを切り離しては、その目的は達せられず、循環的にますますその程度を強化せねばならぬ。

然るに今日の輸入制限は、たゞに不要品・不急品の程度に止まらず、すでに必要な原料品の制限にまで及んでゐる。従つて實はその輸入を必要とし輸入を欲するのではあるが、併し國際收支上の必要から、已むを得ず之を制限するに過ぎない。それ故に何らかの方法によつて國際收支の改善さへ出來れば、出來るだけその輸入は許可さるべきである。即ちその輸入を決済するだけの輸出さへ行はるれば、輸入を許して差支ない筈である。こゝにリンク制の理論的根據があるわけであるが、之によつて輸出が果して振興するか否かは、主として輸入必要の程度如何に依存する。許可さるべき輸入が絶對的に必要なるか、または巨大の利潤を得らるゝならば、その輸入權を得るために、あらゆる方法を講じて輸出を促進するであらう。反對にその輸入を必要とせざるか、または輸

入による利益の小なる場合には、輸入権を得んとする要求も弱く、従つて輸出振興の力も強くない。綿業リンク制では、棉花の輸入は主として輸出用となるから、棉花輸入の必要程度は、専ら綿製品の輸出程度に依存する。従つて綿業リンク制に關する限りでは、その輸出振興力は、リンク制そのものより來るのではなく、寧ろ他の點より來るものである。即ち之によつて果して輸出價格を引下げうるかの點に依存する。

リンク制が輸出價格を引下げうる一つの點は、そのプレミアムにある。蓋し輸出によつて得られる輸入權が、一定のプレミアムを生ずるならば、そのプレミアムだけは輸出價格を引下げても差支ない筈であり、それだけ一種の輸出ダンピングが行はれるからである。然るに他方において、輸入權に對するプレミアムは、それだけ原料品の輸入價格を高めるから、輸出價格の引下げはそれだけ相殺せられて、輸出振興力は減殺せられることとなる。毛織物その他のリンク制の如く、輸入原料品の一部が、軍需品その他の國內用に振り向けられる場合には、之による利益をもつて、原料高の一部をカヴァーすることも出来るが、併し今日の如く國內價格の抑制政策が強化される場合には、それは必ずしも容易でない。ことに綿業リンク制の如く、輸入原料品のすべてが輸出に振り向けらるゝ場合には、それは殆んど不可能である。

然らばプレミアムによる原料高は、それだけ輸出振興を妨げるかどうか、この問題は恰かもかの爲替ダンピングの理論と同じであるかに見える。抽象理論としては、爲替相場の下落したゞけ輸入原料品は騰貴するから、爲替ダンピングは成立しない様にも考へられるが、併し現實には相當に永續的な爲替ダンピングが現に吾國においても經驗した所である。それは他の機會にも論ぜる如く、純然たる再輸出品すなはち輸入したるまゝにて直ちに

そのまゝ輸出される商品にあつては、右の抽象理論はそのまゝに妥當して、爲替下落による輸出促進は全く成立しえないが、併し多數の商品ことに原料品の輸入については、國內において更に之に加工し再生産して輸出するものである。即ち國產の原料・材料を加へ、更に少くとも國內の勞働を加へて、之を再輸出するものであるからその國內的の部分だけは、爲替ダンピングの成立要件となる。結局するところ純然たる再輸出品から純然たる國產品に至るまで、商品の國產性または國產的部分の増加するに従つて、次第に爲替ダンピングの効果を強めるものである。

この理論は同様にリンク・プレミアムにも通用されるかどうか、一見するところ純然たる再輸出品は、プレミアムだけ輸出價格を引下げると同時に、それだけ輸入價格を引上げて全く效果なく、反對に純然たる國產品の輸出は、輸入原料の値上りなきだけ、輸出促進の效果だけを完全にうけうる様にも思はれる。併しながら更に立つて考察するならば、爲替相場の影響とリンク・プレミアムの作用との間には、著しき相違がある様である。この相違は結局するところ、爲替相場は比率の問題であるに反し、プレミアムは總額の問題となるからである。詳言せば、輸入業者が輸入權の獲得のために支拂ふ總額だけが、輸出商品のダンピングの總額であり、同時に輸入原料品の騰貴の總額であるから、今かりにリンクせられる輸出額と輸入額とが同額である場合には、プレミアムの比率が假りに一割ならば、輸出價格も一割は引下げうるし、輸入價格も一割の騰貴となるであらう。然るに後にも述ぶるが如く、リンクせらるゝ輸出入額は必ずしも一致せず、現實には輸出額の大なる場合が寧ろ多い。また輸入原料品に國內の原料・勞働を加へて之を輸出する場合にも、輸出額は常に輸入額よりも大となつてゐる。

この場合には一定のプレミアムに基づいて行はれる輸出のダンピング率は低く、反對に輸入の原料騰貴率は高からざるを得ない。つまり一定額のプレミアムが、より少額な輸入價額によつて負擔されるからである。換言せばリンク・プレミアムのために輸入原料品の騰貴する率は、輸出ダンピングの率よりも、より高いことになる。

ところで輸出振興力の大小は、輸出ダンピングの總額には關係なく、その比率すなはち輸出價格の引下げ率に依存する。この比率が前述の如く、原料騰貴率よりも小であるとすれば、他の條件の加はらざる以上は、リンクの輸出振興力には、多くを期待し得ないと思はれる。たゞ併し現實の過程においては、假りに高度のプレミアムが発生し、從つて高度のダンピングの行はれる結果として、從來の輸出價格が著しく引下げられるならば、過渡的には輸出振興力の著しく現はれることもありうる。けれどもそれは原料ストックの續く限りであり、新たに輸入せられる原料品は、より高率の騰貴を示すことになるから、輸出振興の永續するためには、何らかの他の條件を必要とする。而して右の過渡的結果の顯著に現はれるのは、高度のプレミアムの成立する場合であり、それは前述の如く輸入の必要または有利の程度に依存する。このプレミアムを禁止または制限する場合には、この點より來る輸出振興力は殆んど無力であると言はねばならぬ。

然らば右に言ふ他の條件とは何か、爲替下落の場合におけると同じく、輸入原料品に加へられる國產的部分すなはち國產の原料・材料および國內の勞働力これである。これらの國產的部分を低廉ならしむることによつて、より高率の原料騰貴に拘らず、より、高度に輸出價格を引下げることが出来る。それは或る意味では、國內資源または勞働力のダンピングである。併し現實にダンピングであるか否かは、國內資源についてはその國內生産費に

より、勞働力については國內物價の騰貴如何により判定さるべきであつて、直ちに之を認定することは出来ない。國產的部分の低廉化さへ可能ならば、プレミアムによるダンピングの全く行はれない場合でも、リンク制の輸出振興力は成立しうる。今かりにプレミアムの禁止または輸入權賣買の禁止をなしたる場合には、リンク制の輸出振興力は全く無くなるかと言ふに、必ずしもさうではない。輸入を必要または有利とする限り、その個人または團體において、輸出の増進に努力せねばならず、それは結局するところ輸出價格の引下げによる外ないが、之を補填するためには、輸入原料品の騰貴すると否とに拘らず、結局は之を國產的部分に負擔せしめねばならぬ。かの綿業リンク制を成立せしめる前提として、その國內機構を逆轉的に一變せしめたのは、ことの善惡は姑らく別問題として、かゝる所にその意義があると考へねばならぬ。即ち國內的の對立關係を解消して、大資本への隸屬關係を確立せしむることにより、國產的部分の低廉化を強制するでなければ、輸出振興は望み難いと考へられる。

かくしてリンク・プレミアムの發生すると否とに拘らず、リンク制の輸出振興力は、國產的部分の低廉化による輸出價格の引下げ程度に依存する。この國產的部分のうち低廉化の比較的容易な部分は、ことに今日の吾國においては、勞賃・利潤の側にある。謂はゆる賃金制度を全般的に強制するに至つたのはこの故であるが、中小機業家およびその勞働者の拂ふ犠牲と同じ程度の犠牲が、大規模紡績業者によつても拂はれるならば、輸出振興力も相當に期待されるが、後の點については何等の保證もない現制度において、結果は却つて反對に、中小機業家の犠牲において大機業家を利益することゝなつては、輸出振興は多く期待することは出来ない。且また國產的

部分の低廉化といふも、戦時體制の下では、二つの點において限度がある、一は今日の如き戦時體制の下では、物資または勞働力の一般的不足を來たす時代であるから、これらの一般的過剰を來たす不況または恐慌時代とは異り、その低廉化には著しい限度がある。二は假りにその低廉化を強化せしめたとしても、他方に殷盛な軍需工業の併存する戦時體制では、その精神的影響を十分に顧慮せねばならず、この點からも一定の限度がある。

現實に吾國の輸出が今日の不振を來たしてゐるのは、一はアメリカその他の諸外國の不況、二は支那事變による邦品ボイコット、三は國內物價の騰貴を主たる原因とするものである。邦品ボイコットは姑らく別問題として諸外國の不況と國內物價の騰貴に對しては、要するに輸出價格の引下げによる外に途はない。而してこの點に關するリンク制の效果は、論じ來れる如く國產の部分の低廉化か、蓄積資本の犠牲化に依存し、前者にも一定の限度があり、後者にも確實な保證の存しない以上、リンク制の輸出振興力に對して、過大の期待をかけることは困難ではないかと思ふ。これと共に他の何らかの斷然たる方策をもつてするでなければ、今日わが國の要求するが如き輸出の振興は、恐らく困難ではないかと思はれる。

四 連繫貿易制の機能

リンク制の重要な經濟的機能の一つは、前述の輸出振興的の機能であるが、之と並んで第二の機能として認むべきは、その輸入緩和の機能である。さきにも述ぶるが如く、リンク制は輸入制限ことに必要原料品の輸入制限を前提としてゐる。この輸入制限の必要なきか、または不要品・不急品の制限に止まる間は、リンク制は成立し

ない。然るに輸入制限の程度が更に加つて、必要な原料品にまで及ぶ場合に、初めて輸出とリンクせしむることによつて、その輸入を許可することとなる。従つてリンク制によつて許可せらるゝ輸入にも、常に一定の限度がある。如何に輸出の代償として許可されるとは言へ、不要品・不急品の輸入の如きは許可さるべきではない。この點においてリンク制による輸入緩和にも、常に一定の限度があるわけである。この限度は國民經濟上の必要を基準とした商品種類上の限度である。

第二に、商品別リンク制にあつては、一定の輸出商品とリンクして、恰かもその商品の原料品でなければ、輸入は許可されない。従つて必要な原料品であつても、その製品の輸出されざる以上は、輸入は許可されない。この缺陷に對しては、別に総合的リンク制を認めて、各種の商品を一括して輸入を許可するが、この場合には前述の商品種類上の制限が存することとなる。

第三に、輸入價額上にもまた一定の限度がある。リンク制を認める以上は、輸出さへ増加すれば、之に應じて輸入は無限に許可さるべき筈である。併しながら、リンク制においても、必ずしも輸出と同額の輸入を許可すわけではない。輸入商品の種類によつて、國民經濟上の必要に應じて、同額の輸入を最高として、次第に輸入許可の價額を遞減することとなる。従つてリンク制全體としては、輸入は輸出よりも少額とならざるを得ない。この輸出超過額は即ちリンク制と關係なく輸入せらるゝ價額に對應するものである。

第四に、従つてリンク制を採用する場合でも、之に關係なく優先的に輸入を許可せらるゝ商品すなはち軍需品の輸入がある。この種の商品は戰時體制の必要上、何ら輸出と關係なく無條件に、優先的輸入を認められ、リン

ク制の埒外に置かれる。即ちリンク制の採用は、一般的な輸入制限または輸入許可制に取つて替るものではなくその地盤の上に部分的に効果を有するに過ぎない。従つてリンク制によらずして輸入を許可さるゝ商品もあり、反對に、リンク制によるも輸入を許可されざる商品もあるわけである。而して優先的輸入の大なるほど、リンク制における前述の輸出入の差額は大でなければならぬ。この輸出超過額によつて、軍需品輸入を決済せねばならぬからである。

かくの如くリンク制の輸入機能にも、多くの制限を有するものではあるが、併し從來の如き單純なる輸入許可制に比すれば、著しく輸入制限を緩和しうるものである。その埒外におかるゝ軍需品および不要不急品は姑らく別として、主としてリンク制の對象となる輸出原料品に關する限りでは、その製品輸出の増大する限り、一定の比率においてゞはあるが、殆んど無限に輸入を増加しうるからである。たゞ現實の問題としては、この輸入増加の程度は、一に前述の輸出増加の程度に依存し、この制度の輸出機能によつて定まるわけであるから、そこに大なる期待をかけ得ないとすれば、輸入緩和もまた現實には可なり制限的とならざるを得ないであらう。

リンク制の第三の機能として、貿易均衡の機能すなはち輸出入を均衡に近づかしむる機能を看過することは出來ない。元來この制度は、輸出にリンクして輸入を許可するのであるから、これが一國全體の貿易を包含するならば、理論的には輸出と輸入との關係を如何様にもすることが出来る。即ちリンクの比率を如何に規定するかによつて、輸出超過でも輸入超過でも、また輸出入均衡でも、任意にすることが出来るわけである。たゞ現實にはリンク制はより廣汎な輸入許可制の地盤の上に立ち、その埒外に優先的の輸入を認めてゐるから、この制度の範

國內では、普通には輸出超過を齎らす様に規定せられ、従つて全體としての貿易均衡を齎らすことが、一つの目標となる場合が多い。むろん全體としての出超または入超を目標として規定されることも、理論的には不可能ではない。たゞ現實にリンク制を必要とするが如き場合には、何らかの理由によつて極端なる輸入制限が行はれ、之を緩和する手段として採用されるのであるから、全體としての貿易は、一方では輸出超過の如きは期待されず、他方では輸入超過を出來うる限り回避せねばならぬ事情にある。従つて全體としての貿易均衡を目標とし、リンク制はそのために最も確實有效なる方法として採用されるわけである。

然らばリンク制による貿易均衡の機能は、何れの點にその特質を認められるか、既に他の機會に論ぜる如く、從來の貿易均衡は、たゞ一國の貿易全體としての綜合的均衡が問題となつたに過ぎないが、現代的の貿易統制における均衡は、之をなるべく國別的に分解して、各國との貿易を別々になるべく均衡に近づかしめんとするにあつた。Barter-system, Quota-system, Licence-system に含まるゝ均衡的機能は、主として此種の國別的均衡にあることは、すでに別論において論ぜる所である。是等の均衡に對して、Link-system による均衡機能は、全く個別的均衡なる點に特質がある。リンクの主體は個人的または團體的であるから、此點においてすでに個別的であるのみならず、個々の輸取出引に對して個々の輸取出引をリンクする意味においてもまた、個別的である。既ち貿易均衡はこゝで第三段の發展をなしてゐる。綜合的均衡から國別的均衡へ、更に個別的均衡への發展これである同時にこの發展はまた、自然的均衡から政策的均衡へ、更に法令的均衡への發展を意味し、貿易均衡を齎らす方法上の特質をも示してゐる。

連繫貿易制の經濟的機能は、かくの如く輸出振興上と輸入制限上と貿易均衡上との三方面に認めることが出来る。吾國では専ら輸出振興上の機能に期待してゐるが、論じ來れる如く、これはリンク制そのものより寧ろ他の諸條件に依存する點が多い。また輸入制限に對する緩和の程度は、一に右の輸出振興の程度に依存してゐる。結局するところリンク制の機能のうち最も適確にして且つ特異な機能は、之を貿易の個別的均衡に求めねばならぬたゞ現實にこの制度の適用されるのは、一國貿易の一部に止まり、從つて貿易全體の上に著しくその効果を現はすのは、相當に廣き範圍に之を採用した後でなければならぬ。

五 連繫貿易制の諸形態

第一に、輸入に輸出をリンクするか、輸出に輸入をリンクするかによつて、輸出義務制と輸入權利制とを區別しうること前述の如くである。以下の諸形態は、この二つの各々について成立するわけではあるが、普通にはすでに行はれたる輸出を基礎として、之に對して將來の輸入を許可する所の輸入權利制を採る場合が多く、また之を以つてより合理的のリンク制と考へられるから、以下の諸形態は専ら之に屬するものとして考へる。

第二に、リンクの商品を如何に規定するかによつて、綜合的リンク制と商品別リンク制とに區別される。前者は特別に商品の指定をなさず、たゞ一定額の輸出に對して、一定額の輸入を許可する場合である。後者は一定商品の輸出に對して、一定商品の輸入を許可する場合であつて、普通は製造品の輸出とその原料品の輸入とをリンクする場合が多い。

第三に、リンク主體の區別によつて、個人リンク制と團體リンク制との別を生ずる。個人リンク制では、輸入を等分に兼營する個人は少いから、輸入權の賣買を認める必要を生ずる。輸出組合と輸入組合との聯合團體をリンクの主體とする場合には、輸出入は全體として兼營の形となるから、リンク制の成立には便宜である。

第四に、リンクの數量的根據の區別によつて、價額的リンク制と物量的リンク制との別を生ずる。前者は物量の如何に關係なく、一定商品または任意商品の輸出價額に對して、一定または任意商品の輸入價額をリンクするものであり、後者は一定商品の一定量の輸出に對して、その原料品の一定量の輸入を許可するものである。後の場合にも、技術的に製品中に含まるゝだけの原料輸入を許す場合と、技術的關係を考へず、たゞ一定の物量のみをリンクする場合とがある。

第五に、リンクの比率を如何にするかによつて、等額リンク制と差額リンク制との別を生ずる。前者は輸出と同額の輸入を許可するもの、後者は輸出よりも少額の輸入を許可するものであり、輸入商品の種類によりて、この差額の程度を異にするのが普通である。

第六に、輸入商品の差別を認むるか否かにより、平等リンク制と差別リンク制との別を生ずる。等額にしる差額にしる、すべての輸入商品を一律平等に扱ふ場合は前者であり、國民經濟上の必要程度に應じて差別を設け、リンク比率の上に差等を設ける場合は後者である。

第七に、リンク制によつて許可せらるゝ輸入原料品の範圍如何によつて、包括的リンク制と部分的リンク制との別を生ずる。前者はその輸入原料品が、輸出用に向けられると、軍需用に向けられると、民需用に向けられるとを問はず、すべてを包括的に、リンクによる輸入許可量の中に包含せしむるもの、後者は同じ輸入原料品のう

ち軍需用に向ふものはリンク制より除外して優先的に認め、民需用に向ふものも亦リンク制より除外して、全くその輸入を禁止するかまたは嚴格なる輸入制限をなし、かくしてたゞ輸出用に向けらるゝ原料品をのみ、リンク制の對象とする場合これである。

第八に、輸入許可または輸出義務に期限を付するか否かにより、期限付リンク制と無期限リンク制とを區別することが出来る。既往の輸出に對して將來の輸入を許可する場合には、普通には期限を付することなく、輸入業者の任意の時期にその輸入をなすこととなるが、反對に先づ一定の輸入を許可して、將來の輸出を義務づける場合には、その輸出をなすべき期間を限定して、期限付リンク制とするのが普通である。

吾國においてすでに實施せられ、また近く實施せられんとする各種のリンク制について、論評を試みることは次の機會にゆづり、こゝでは以上の諸形態に關聯して一言するならば、昭和十三年三月十五日より實施せられつゝある羊毛リンク制は、商品別・物量的・等量的・期限付の輸出義務制であつて、羊毛輸入の許可を受けたる者は、十ヶ月以内にその原料に相當する數量の毛製品輸出を義務づけられることとなつてゐる。また近く實施せられんとする棉花リンク制では、未だ詳細なる規定は不明であるが、紡績會社を中心とする個人リンク制により、商品別・物量的の輸入許可を與へられ、輸出商の介在する場合には、二ヶ月以内の輸出義務制となる様である。その他に問題となりつゝあるリンク制では、人絹リンク制は、人絹絲について個人的リンク制、人絹布については團體的リンク制を行はんとし、その他にも豚毛とブラシ、牛脂と石鹼、ノイルとフェルト帽子、生ゴムとゴム製品、南洋材とベニヤ板、皮革と皮革製品との間にも、商品別のリンク制を行はんとし、別にまた各種商品の輸出と輸入とをリンクする総合的リンク制も、近く行はれんとする情勢にある。是等に關する詳細なる論述は次の機會にゆづり、本論においては主としてその理論的の諸問題につき以上の考察をなすに止める(二三・七・二〇)